「区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1. 政策等の題名 「児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)」
- **2**. **案の公表の日** 平成 27 年 7 月 1 日
- 3. **意見提出期間** 平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 4 月 20 日まで (30 日間)
- 4. 意見提出実績

総数2件(個人のみ)、延べ2項目 ・電子掲示板 2件

- お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方
 別紙1のとおり
- 6. 方針案及び計画案の修正について

別紙2のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

子育て支援課子ども医療・手当係 電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方			
その他(その他(評価書全般に対するご意見)				
	そもそもマイナンバーという一括した番号で「国民健康保険に関する個人情報」「国民年金」「介護保険」「児童手当」に関する事務について、一括してナンバー登録するというのに意見を個別に求めること自体理解できません。一括するということに対してなぜ個別に意見募集するのでしょうか?そもそも一括ナンバーによる管理に情報漏えいの際の危険、などを考えると問題あるのではないでしょうか?	特定個人情報保護評価については、番号法第 26 条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第 4の2」により、原則として番号法別表第一の事務 の単位で実施することとされています。今回ご意見を募っている国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当の各事務の特定個人情報保護評価についても、この指針により番号法別表第一の事務の単位で実施しているものです。 また、マイナンバー制度に関する安全対策の取り組みとしましては、特定個人情報の管理については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料 平成 27 年 2 月版 (P16~17)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf) にまとめられていますので、ご参照ください。			
	私は共通番号制(マイナンバー制度)の廃止を求めていますが、特に自治体の準備の遅れが伝えられていますので、自治体として、実施時期の延期を強く求めてほしいです。	マイナンバー制度は法律に定められた制度であること から、区におきましても法令等に基づき制度を実施して まいります。 また、制度の準備につきましては、法令の定める時期 に安全かつ適正な制度を開始するため、今後とも国や都 と連携しながら進めてまいります。			

児童手当に関する事務 重点項目評価書(案)の修正一覧

凡例:★印=区民意見提出手続きによる 意見を踏まえた修正

印=その他の修正

修正箇所	重点項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
評価書全般	区個人番号	個人コード	表下※1に別途記
	住登外個人番号		載。
	※ファイル項目名	※ファイル項目名	
	(2)福祉住登外者等記録ファイル	(2)福祉住登外者等記録ファイル	
	1. 個人番号	1. 個人コード	
	15. 個人番号(番号法)	15. 個人番号	
	児童手当システム記録項目	児童手当システム記録項目	
	1 児童手当受給者個人番号	1 児童手当受給者個人コード	
	19 対象児童個人番号	19 対象児童個人コード	
10P 15P 19P	委託事項1	委託事項1	・記載を統一するた
4. 特定個人情報ファイ	オペレーション業務	児童手当システムの運用	め。
ルの取扱いの委託	①委託内容	①委託内容	
	各種処理の実行や帳票の印刷	<u>汎用機における</u> 各種処理の実	
		行や帳票の印刷 <u>(オペレーショ</u>	
		<u>ン業務)</u>	
11P	①委託内容	① 委託内容	・記載表現の見直
委託事項4	LOTNo.	<u>原票特定用束番号</u>	l.
12P	保管場所	保管場所	・記載漏れ。
6. 特定個人情報の保	(記載なし)	・認定請求書等の関係帳票につい	
▎管·消去 ┃		ては、入退室管理をする執務室内	
		において、鍵付きの書庫等で保管	
		<u>する。</u>	
28P	リスクに対する措置の内容	リスクに対する措置の内容	・記載を統一するた
3. 特定個人情報の使	・本特定個人情報ファイル(児童手	・本特定個人情報ファイル	め。
用	当ファイル)		

修正箇所	重点項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
29P,34P	その他の措置の内容	その他の措置の内容	・第三者点検で指
4. 特定個人情報ファイ	・委託する際は、ISMS、プライバ	・委託する際は、ISMS、プライバ	摘された事項に対
ルの取扱いの委託	シーマーク等の認証取得を要求す	シーマーク等の認証取得を <u>求める</u>	応するため、記載を
	るなど、委託先の社会的信用と能	など、委託先の社会的信用と能力	修正。
	力を確認する。	を確認する。	
	その他の措置の内容	その他の措置の内容	・記載漏れ
	(記載なし)	・システムの操作ログを記録してい	
		<u> ಕ.</u>	

※1 ・・・これまで杉並区では、電算処理等で住民等を識別するための8桁の識別子(コード)について電算記録項目として、「個人コード」もしくは「個人番号」という名称で登録を行い、利用してきた。 一方、番号法の施行に伴い、杉並区においても番号法で定めるところの 12 桁の「個人番号」を電算記録項目として登録する必要がある。今後、一般的には、「個人番号」とは、この 12 桁の番号を指すこととなることから、区民等への分かりやすさの観点から、区においても当該 12 桁の番号については、記録項目名として「個人番号」を用いることが望ましい。このため、既存の「個人コード」・「個人番号」という名称で登録されている 8 桁の識別子については、「個人コード」という名称に一本化し、番号法に定める 12 桁の「個人番号」について「個人番号」という名称とすることとした。このことから、特定個人情報評価書においては、番号法2条第5項で規定する 12 桁の番号を「個人番号」、区既存電算システムにおいて住民等を識別するために利用する 8 桁の番号を「個人コード」と記載することとする。